

～ 事業主の方へのお願いとお知らせ ～

①給与支払報告書の提出

給与支払者は、前年分の給与について、給与の支払いを受けている方の1月1日現在（中途退職した方については退職時）の住所地の市町村へ給与支払報告書を提出することとなっています。

給与支払報告書は、税務署への「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の提出とは別に、該当する市町村に提出していただくものです。

◆平成25年度（平成24年分）給与支払報告書の提出日

平成25年1月31日(木) 必着 ※期日厳守のうえ、お早めに提出してください。

◆平成25年度（平成24年分）給与支払報告書の提出対象者

平成24年1月1日から12月31日までの間に給与の支払いを受けた方

○役員・正社員・アルバイト・パート等の別や所得税の確定申告を行うかどうかの別、支払給与の多少にかかわらず提出してください。

○中途退職した方、給与所得の源泉徴収税額表の乙欄・丙欄適用の方も提出してください。

◆自宅やオフィスなどからインターネット経由で電子申告

eLTAx（エルタックス）の電子申告では、PC deskなどの対応ソフトウェアを使用して、市販の税務・会計ソフトウェアなどで作成した情報を活用し、給与支払報告書の提出手続きが行えます。

詳しくは、eLTAxホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご参照ください。

②個人住民税の特別徴収（給与天引き）への移行

地方税法ならびに本市条例の規定により、原則として所得税の源泉徴収義務のある事業所（給与支払者）は、すべて特別徴収義務者として従業員の個人住民税（市・県民税）を特別徴収するものと定められています。特別徴収への移行にご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】 市税務課市民税担当（市役所1階）TEL 32・3821 / FAX 33・3401

税務署からのお知らせ

平成26年1月から、記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されます。

個人の白色申告者のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます。）について平成26年1月から同様に必要となります。

記帳・帳簿などの保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) に掲載されていますので、ご覧ください。

【お問い合わせ先】

徳島税務署（徳島市幸町3丁目54番地）

☎088・622・4131